

## 東大和市立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市立図書館条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、」及び「。以下「法」という。」を削り、「の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする」を「を設置する」に改める。

第2条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「中央館及び地区館」を「図書館」に改め、同項を同条とする。

第3条中「教育委員会」を「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条を第9条とし、第3条の次に次の5条を加える。

### （図書館の利用の制限）

第4条 教育委員会は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を拒み、又は中止させることができる。

- （1）秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- （2）営利を目的とするとき。
- （3）この条例、この条例に基づく東大和市教育委員会規則（以下「規則」という。）又は職員の指示に従わないとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか管理運営上支障があるとき。

### （損害賠償）

第5条 施設、設備又は備品に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を東大和市（以下「市」という。）に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 資料を汚損し、破損し、又は紛失した者は、現品又は相当の代価をもつて市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### （指定管理者の指定の手続）

第6条 教育委員会は、地区館（別表に掲げる地区館をいう。以下同じ。）の管理を行わせるため指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する法人等は、前項の規定による申請をすることが

できない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人等
- (2) 国税又は地方税を滞納している法人等
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消された法人等で、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に不適当な法人等として規則で定めるもの

4 教育委員会は、第2項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認められる法人等を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 地区館の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、地区館の効用を最大限に発揮するとともに管理の効率化を図ることができること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地区館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(指定の取消し)

第7条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者として指定することが適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(協定)

第8条 教育委員会は、指定管理者に地区館の管理を行わせる場合に必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

第2条 東大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存
- (2) 資料の貸出し
- (3) 読書案内
- (4) 調査研究に対する援助及び資料の複写
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成のために必要な事業

第9条を第16条とし、第8条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理を行う場合の読替え）

第15条 第7条の規定により指定管理者に地区館の管理を行わせる場合における第4条ただし書及び第5条の規定の適用については、第4条ただし書中「東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要であると認めた」とあるのは「指定管理者（第7条に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。）が特に必要であると認めて東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得た」と、第5条中「教育委員会」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」とする。

第7条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第1項中「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる」に改め、同項第2号中「前号」を「前3号」に、「として指定する」を「による管理を継続する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「前条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 第10条第1項に規定する管理の基準を遵守しないとき。

第7条第1項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

第7条第2項中「取り消した」を「取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定期間満了等による原状回復の義務）

第13条 指定管理者は、指定期間が満了した場合は、教育委員会の承認を得たときを除き、その管理する地区館を直ちに原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合についても同様とする。

第6条第1項中「地区館（別表に掲げる地区館をいう。以下同じ。）の管理を行わせるため」及び「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「法人その

他の団体（以下「法人等」という。）」を「法人等」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者が行う業務は、この条例の他の規定により指定管理者が行うこととされるもの及び次に掲げるものとする。

（1）第3条に規定する事業に関する業務

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により、前条の業務を行わなければならない。

（1）関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、適正に地区館の管理を行うこと。

（2）利用者に対するサービスの提供を適切に行うこと。

（3）業務に関し取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 第4条の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、地区館の開館時間及び休館日を変更することができる。

（報告）

第11条 指定管理者は、毎月の業務及び経理の状況について、規則で定めるところにより教育委員会に報告しなければならない。

2 指定管理者は、毎事業年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第7条 地区館（別表第1に掲げる地区館をいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（開館時間及び休館日）

第4条 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要であると認めたときは、これらを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

開館時間	中央館	月曜日、土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで 水曜日、木曜日及び金曜日 午前10時から午後7時まで
	地区館	午前10時から午後5時まで。ただし、東大和市立桜が丘図書館は、水曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる水曜日及び金曜日を除く。）については、午前10時から午後7時まで。
休館日	定期休館日	中央館 毎週火曜日及び休日（土曜日に当たる日を除く。） 地区館 毎週月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とし、更にその日が休日に当たるときは、順次繰り延べる。 休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日とし、更にその日が休日に当たるときは、順次繰り延べる。
	年末年始	12月28日から翌年の1月4日までの日
	資料整理日	毎月第3木曜日
	特別資料整理期間	毎年1回15日以内において教育委員会が指定する日

備考 中央館の水曜日、木曜日及び金曜日における開館時間のうち午後5時から午後7時までについては、レファレンス室及び視聴覚室等は利用することができない。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年4月1日から施行する。